

## 浜田市議会の会期等に関する条例

## (会期)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項の規定に基づき、浜田市議会の会期は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、同条第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

## (定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日は、次に掲げる日(その日が浜田市の休日定める条例(平成17年浜田市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日前後において直近の休日でない日)とする。ただし、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 12月1日
- (2) 2月24日
- (3) 6月15日
- (4) 9月1日

## (その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## (浜田市議会の会期の特例)

2 第1条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の最初の浜田市議会の会期については、平成31年4月1日から同年10月31日までとする。

## (浜田市議会の定例会の回数を定める条例の廃止)

3 浜田市議会の定例会の回数を定める条例(平成17年浜田市条例第5号)は、廃止する。

## (浜田市議会基本条例の一部改正)

4 浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条—第21条」を「第17条

—第20条」に、「第22条—第24条」を「第21条—第23条」に「第25条」を「第24条」に、「第26条」に「第25条」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第3章中第18条を第17条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章中第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第5章中第25条を第24条とする。

第6章中第26条を第25条とする。

2 議員は、出席のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。

（平29議会規則1・一部改正）

（議席）

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があるときは、議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

~~（会期）~~

~~第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決により決定する。~~

~~2 会期は、招集された日から起算する。~~

~~（会期の延長）~~

~~第5条 会期は、議会の議決により延長することができる。~~

~~（会期中の閉会）~~

~~第6条 会議に付された事件の議事をすべて終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。~~

（議会の開閉）

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 会議の開始は、議長の定める方法で報ずる。

（休会）

第9条 浜田市の休日を守る条例（平成17年浜田市条例第2号）に規定する市の休日は、休会とする。

2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決により休会とすることができる。

3 議長は、必要があるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条（議員の請求による開議）第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第10条 会議の開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

（定足数に関する措置）

第11条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお、出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣言することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くおそれがあるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠いたときは、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第12条 法第113条（定足数）の規定による出席催告の方法は、議事堂にいる議員又は議員の住所に、文書又は口頭により行う。

## 第2節 議案及び動議

（議案の提出）

第13条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条（議員の議案提出権）第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署し、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（平18議会規則1・平25議会規則1・一部改正）

（一事不再議）

第14条 議会で議決された事件については、~~同一会期中~~第19条本文に規定する会議ごとの議事日程に係る期間中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第15条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、2人以上の賛成者（発議者を含む。）がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第16条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、法第115条の3（修正の動議）の規定によるものについては同条に定める所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）が連署して、議長に提出しなければならない。

（平24議会規則2・平25議会規則1・一部改正）

（先決動議の表決の順序）

第17条 議長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を定める。ただし、出席議員4人以上から異議が

あるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

2 委員会が提出した議案につき前項ただし書の承認を得ようとするときは、当該委員会の承認を得て委員長が請求しなければならない。

(平18議会規則1・一部改正)

### 第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第19条 議長は、**浜田市議会の会期等に関する条例(平成30年浜田市条例第〇号)第2条に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとに、その開議の日時、会議に付する事件、その順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配布する。**ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第20条 議長は、必要があるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、更にその議事日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了したときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って延会することができる。

第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

(質問、質疑又は討論の終了)

第57条 議長は、質問、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

2 議員は、質問、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質問、質疑又は討論の終了の動議を提出することができる。

3 議長は、質問、質疑又は討論の終了の動議については、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第58条 選挙及び表決の宣告後、議員は、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第59条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

(緊急質問等)

第60条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第50条(発言の通告及び順序)の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 議長は、前項の同意について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(発言の取消し又は訂正)

第61条 発言した議員は、~~その会期中~~**第19条本文に規定する会議ごとの議事日程に係る期間中**に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

### 第8節 表決

(表決の問題の宣告)

第62条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第63条 表決の宣告のとき、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件及び訂正の禁止)

第64条 議員は、自己の表決に条件を付け、又は訂正を求めることができない。

(平24議会規則2・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平24議会規則2・追加)

#### 第10節 参考人

(平24議会規則2・追加)

(参考人)

第78条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(平24議会規則2・追加)

#### 第11節 会議録

(平24議会規則2・旧第9節繰下)

(会議録の記載事項等)

第79条 会議録は、第19条本文に規定する会議ごとに作成する。

2 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席の議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (5) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要とする事項

3 議事は、録音の方法により記録する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第72条繰下)

(会議録の配布と公開)

第80条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)するほか、広く一般に公開する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第73条繰下)

(会議録に掲載しない事項)

第81条 前条の会議録には、第48条(秘密会の記録)第1項に定める秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第61条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消し、又は訂正した発言は、掲載しない。

(平24議会規則2・旧第74条繰下)

(会議録署名議員)

第82条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第75条繰下)

(会議録の保存年限)

第83条 会議録の保存年限は、永年とする。

(平24議会規則2・旧第76条繰下)

#### 第12節 議員派遣

(平24議会規則2・旧第10節繰下)

(議員の派遣)

第84条 議会は、法第100条(調査権・協議等の場の設置・刊行物の送付・図書室の設置等)第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、会議に諮って決定する。ただし、緊急を要するとき、又は開会中にあつては、議長が決定する。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平20議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第77条繰下)

#### 第2章 請願及び陳情

(請願書の記載事項)

第85条 請願書には、邦文(点字を含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

ものについては、これを請求しなければならない。

(平24議会規則2・旧第83条繰下)

(陳情書の処理)

第91条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

(平24議会規則2・旧第84条繰下)

### 第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第92条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論をしないで会議に諮ってその許否を決定する。

~~2 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可したときは、次の議会に報告しなければならない。~~

(平24議会規則2・旧第85条繰下)

(議員の辞職)

第93条 議員は、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平24議会規則2・旧第86条繰下)

(資格決定の要求)

第94条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(平24議会規則2・旧第87条繰下)

(資格決定の審査)

第95条 議会は、前条の要求について、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して決定することができない。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第88条繰下)

(決定書の交付)

第96条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについての法第127条(失職及び資格決定)

(平20議会規則1・旧第100条繰下、平24議会規則2・旧第101条繰下)

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(議席の特例)

2 合併後最初の会議における第3条(議席)第1項の規定の適用については、同項中「一般選挙」とあるのは「市町村合併」とする。

附 則(平成18年12月28日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月26日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月4日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月4日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年11月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年11月6日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表(第107条関係)

(平20議会規則1・追加、平21議会規則1・平24議会規則1・平25議会規則1・一部改正)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市の行政分野全般に係る事項に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
<del>総務文教調査会</del>	<del>総務文教委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。</del>	<del>総務文教委員会委員</del>	<del>総務文教委員会委員長</del>
<del>福祉環境調査会</del>	<del>福祉環境委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。</del>	<del>福祉環境委員会委員</del>	<del>福祉環境委員会委員長</del>

	<del>は調整を行うこと。</del>		
産業建設調査会	産業建設委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	産業建設委員会委員	産業建設委員会委員長
予算決算調査会	予算決算委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	予算決算委員会委員	予算決算委員会委員長
議会広報広聴調査会	議会広報広聴委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	議会広報広聴委員会委員	議会広報広聴委員会委員長
政策討論会幹事会	政策討論会の討論の議題を決定すること。	会派から選出された議員(1会派につき1議員に限る。)会派に属さない議員	政策討論会幹事会会長
政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題について議員間で討論し、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図ること。	全議員	議長

○浜田市議会委員会条例(抜粋)

平成17年11月17日

条例第306号

目次

- 第1章 総則(第1条—第21条)
- 第2章 審査(第22条—第41条)
- 第3章 発言(第42条—第50条)
- 第4章 表決(第51条—第60条)
- 第5章 秘密会(第61条・第62条)
- 第6章 請願等の処理(第63条・第64条)
- 第7章 委員会の記録(第65条—第67条)
- 第8章 規律(第68条—第70条)
- 第9章 補則(第71条)

附則

第1章 総則

(常任委員会及び議会運営委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号から第3号までの常任委員会が所管する事項には、第4号の予算決算委員会及び第5号の議会広報広聴委員会が所管する事項を含まない。

(1) 総務文教委員会 9人

市長公室、総務部、地域政策部、~~財務部~~、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 8人

健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(3) 産業建設委員会 7人

産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(4) 予算決算委員会 23人

予算及び決算の議案に関する事項

(5) 議会広報広聴委員会 10人

議会の広報及び広聴に関する事項

2 議員は、少なくとも前項第1号から第3号までのいずれかの常任委員になるものとする。

3 議会運営委員会の定数は、~~4~~10人とする。

(平19条例1・平21条例46・平22条例3・平23条例40・平24条例7・平25条例43・平26条例4・平27条例47・平28条例35・平29条例28・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平24条例40・全改)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

~~2 前項の規定にかかわらず、閉会中における委員の選任は、議長の指名によ~~

~~42~~ 議長は、常任委員及び議会運営委員については会期の始めに、特別委員については選任事由が生じたときに速やかに、これを選任する。

43 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

44 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員及び議会運営委員の任期)第3項の例による。

(平18条例59・平24条例40・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(互選の方法)

第9条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第10条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第1章第4節の規定を準用する。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第11条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(招集)

(委員会の再審査)

第37条 委員会は、次の各号に該当した場合に再審査をすることができる。

- (1) 重大な事情の変更
- (2) 重大な資料の秘匿
- (3) 重大な説明の瑕疵
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化  
(議決事件の字句、数字等の整理)

第38条 委員会は、議決の後、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第39条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

~~(開会中委員会の継続審査)~~

第40条 委員会は、~~開会中~~次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員会の公開)

第41条 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 第3章 発言

(発言の許可)

第42条 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

第43条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第44条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

- 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第45条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めると

### ○専決処分事項の指定について

平成17年11月18日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、次に掲げる変更契約を締結すること。

ア 設計変更による契約金額の増額又は減額が、当該契約金額の100分の5を超えず、かつ、1,000万円以下の変更契約

イ 工事の目的達成上著しい変更又は支障が生じない場合における完工期日の変更契約

- (2) 一件50万円（自動車事故によるものについては、保険金等により補填される金額に50万円を加えた額）以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

(3) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。

(4) 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

(5) 会計年度末における地方交付税等の歳入、社会保障関連経費等の歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。

(6) 会計年度末における法律等の制定又は改廃に伴い条例の改正が必要となり、当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。

平成17年11月18日 議決

平成30年12月19日 議決（追加指定）

この議決は、平成31年4月1日から施行する。



○浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う申合せ

平成19年9月14日  
申合せ

浜田市議会と浜田市長は、浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例（平成19年浜田市条例第38号）の施行に伴い、その運用方法等について、次のとおり申し合わせる。

1 議決を要しない軽微な変更（第2条第1号関係）

議決を要しない軽微な変更は、法令等の改廃等に伴う字句の修正等政策の基本的な方向についての変更を伴わないものとする。

2 委員会への報告の時期（第3条第3項関係）

常任委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）への報告は、委員会の意見を計画に反映することができるよう報告の時期を考慮してこれを行うものとする。

~~3 委員会への報告の特例（第3条第3項関係）~~

~~市長その他の執行機関は、計画の策定等の過程における概要等の報告の際、時間的余裕がないと認めるときは、委員長と協議の上、調査会に報告することができる。~~

43 意見の申出（第4条関係）

議会は、市長その他の執行機関に対し意見を申し出るときは、文書をもってこれを行うものとする。

64 議決事件の委員会への報告

市長は、第2条の議会の議決すべき事件については、第3条に規定する議会に報告すべき計画の取扱いに準じ、その概要を委員会に報告するよう努めるものとする。

65 他の基本的計画の委員会等への報告

市長その他の執行機関は、この条例に定めるもののほか、各行政分野に関する基本的な計画の策定等をしたときは、遅滞なく、当該計画を所管する委員会及び議会全員協議会に報告するよう努めるものとする。

~~第7章 補則~~

「委員会条例関係」

第1章 総則（常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・委員長及び副委員長）

第2章 審査（審査順序・委員の派遣）

第3章 発言（委員外議員の発言）

~~第4章 表決~~

~~第5章 秘密会~~

~~第6章 公聴会~~

~~第7章 参考人~~

~~第8章 請願等の処理~~

第9章 委員会の記録（委員会記録等、委員会の記録の公開）

~~第10章 規律~~

~~第11章 補則~~

「政務活動の交付に関する条例関係」（政務活動費）

「会期等に関する条例関係」（定例会議等の日程）

「その他」

第1章 傍聴・広報

第2章 議員政治倫理審査会

~~第3章 調査会~~

第4章 会派及び各派交渉会

第5章 全員協議会

第6章 追悼

第7章 その他

## 「会議規則関係」

### 第1章 会議

#### 第1節 総則

##### (議会の呼称)

- 1 議会の呼称は、会期ごとに平成〇年〇月浜田市議会定例会議(臨時会議)と称する。
- 2 同一月に臨時会議が2回以上開催されたときは、2回目以降から番号を付し、平成〇年〇月第〇回浜田市議会臨時会議と称する。
- 3 議長が行う議員の呼称は、〇〇番〇〇議員と称する。また執行機関の説明員等は、職名で呼ぶこととする。

##### (招集)

- 1 市長は招集告示をしたときは、速やかに招集通知を議員に送付する。ただし、議会運営委員会の開催時に議会運営委員会委員に配付するほか、委員等を通じて会派の議員へ配付を依頼することで送付に代えることもある。

##### (参集)

- 1 議員は本会議及び委員会のため登庁したときは、各自が登庁表示板のランプを点灯させ、退庁時にこれを消灯する。これをもって議長に参集の報告をしたものとみなす。

##### (欠席、遅刻又は早退の届出)

- 1 会議の欠席、遅刻の届け出は、やむを得ない場合、電話連絡等によることができる。この場合、事務局において届け出文書を作成する。

##### (議席)

- 1 議席は、最初の議会で臨時議長が仮議席を指定し、議長選挙後、議長が指定する。
- 2 指定の方法は、市町村議員の在職期数の少ない順で生年月日の若い順に1番から指定する(市町村長経験者は、その在職期間を含む)。

##### (会議時間)

- 1 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、会議時間を変更しようとする場合は、議長は、予め議会運営委員会に諮る。
- 2 予鈴及び本鈴の方法は、3分前に予鈴を1回、会議直前に本鈴を1回報する。
- 3 予鈴及び本鈴は、ブザーにより行う。(H23.6.10 修正)
- 4 会派代表質問、個人一般質問の日の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長団の判断に委ねることとする。(H21.11.20 追加)

- 3 視察事項は、委員会の所管に属する事項とし、行政機関・行政施設を訪問することを原則とする。
- 4 常任委員会(予算決算委員会を除く)の行政視察旅費は、1人につき13万円以内とする。旅費は、市旅費規程を適用する。(H26.3.14 変更)
- 5 議会運営委員会及び議長が認めた特別委員会の視察は、公用車で1泊2日の範囲内で計画することとする。(H22.3.5 変更)(H23.6.10 変更)
- 6 視察参加者のうち、視察前又は用務終了後、別行程をとる場合は、事前にその理由等を議長に届け出て、やむを得ないものと認めた場合のみ許可する。(H23.6.10. 修正)

### 第3章 発言

#### (委員外議員の発言)

- 1 委員外議員が出席して発言の申し出をするときは、委員会(調査会を除く)開催1日前(休日を除く)の17時までに委員長に申し出ることとする。(H28.8.26 修正)
- 2 発言の申し出は、報告事項のみ1人1項目とし質疑は3回までとする。(H28.8.26 追加)

### 第9章 委員会の記録

#### (委員会記録等)

- 1 委員会の会議録は、書記がメモ、録音により作成することとし、要点記録とする。

#### (委員会の記録の公開)

- 1 常任委員会、特別委員会の委員会記録は会議が終了し作成後、速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。(H26.6.2 追加)
- 2 予算決算委員会の委員会記録は、反訳を業者に委託し、一言一句により作成し、インターネット上に掲載する。記録は、議員の申出に応じ事務局が必要部分をプリントアウトする。(H25.11.19 修正)

## 「政務活動費の交付に関する条例関係」

#### (政務活動費)

- 1 条例、条例施行規則に定めるほか、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則に沿って運用する。
- 2 政務活動費についての透明性と公正性を高めるため、用途や収支報告書、領収書写し、調査研究活動報告書を、市議会ホームページで全面的に公開する。なお、収支報告書には、交付額にかかわらず政務活動に要した経費全体を記載するよう努めることとする。(H23.6.10. 修正)(H25.4.11 修正・政務活動)

## 「会期等に関する条例関係」(定例会議等の日程)

通年の会期における定例会議、委員会等の会議日程については、あらかじめ執行部と調整の上、議会で決定するものとする。

## 「その他」

### 第1章 傍聴・広報

- 傍聴人の参考に資するため、本会議及び委員会の傍聴者には、会議日程の説明及び議案概要を受付時に配布する。
- 本会議の傍聴に限り、聴覚に障害のある方へ手話通訳者の派遣に努める。傍聴者からの派遣申請が概ね1週間前までに事務局に提出された場合に限る。配置場所は傍聴席とする。
- 議会の会議日程は、市民サービスの一環として、事前の広報及びホームページで知らせる。提出議案の状況についてもできるだけ事前にホームページに掲載する。
- 「市議会だより」は、年4回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。(H25.11.19 修正)
- 会派代表質問、個人一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」及び「ひゃころネットみすみ」の自主放映番組ですべて放映することとする。  
予算決算委員会の様子は、毎年新年度予算を審議する際に放映する。(H25.11.19 修正)
- 質問で不適切な発言があった場合のCATV放送の取り扱いは、議会運営委員会においてその処理を協議する。ただし、協議する時間がないと認めるときは、正副議長、正副議会運営委員長及び発言者で協議決定し、修正処理等行った場合は、その後に議会運営委員会へ報告する。
- 職員の認識を深めるため、庁内LANパソコンを通じて全職員にリアルタイムで全ての本会議の議会中継を配信する。本庁議会棟、支所のロビー設置のテレビにおいても同様とする。  
常任委員会(議会広報広聴委員会を除く)・特別委員会・~~調査会~~→全員協議会についても庁内LANパソコンを通じて配信する。(H22.11.22 修正)(H25.11.19 修正)(H28.8.26 修正)
- 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。ただし、事前に資料の提供を希望する者には、前日に提供することができる。なお、新年度予算書及び予算説明資料並びに決算書及び監査委員意見書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。(H23.6.10 修正)(H30.8.23 変更)
- 委員会の行政視察、会派、個人の視察については、その内容を広く公開するため、議長に提出される具体的な報告書をホームページに掲載する。
- 議案における各自の本会議・委員会での採決結果は、市議会だより、議会ホームページに掲載し公表することとする。(H25.11.19 追加)

### 第2章 議員政治倫理審査会

- 審査会の委員は、各会派から議会運営委員会の選出基準による選出とし、1人会

派からも各1人を選出したものをもって設置する。

## 第3章 調査会

- ~~各常任委員会に調査会を置き、委員会の所管事項につき調査又は研究するため、閉会中に開くものとする。~~
- ~~調査会の運営は、調査会規程に定めるほか、委員会条例に準じ行うものとする。~~
- ~~委員又は執行部から調査会開催要請があったとき又は委員長において開催が必要と認めるときに開くものとする。その場合委員長はその旨議長に報告し、議長は必要があるとき関係者の出席を要請するものとする。~~
- ~~調査会は原則公開とし、予め市議会ホームページの会議予定に掲載することとする。~~
- ~~調査会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として浜田市議会会議規則に正規の議会活動として位置付け、出欠の届出を要する会議とする。~~
- ~~調査会の記録は会議が終了し、作成後速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。(H26.6.2 追加)~~

## 第4章 会派及び各派交渉会

- 浜田市議会は、原則として会派制をとるものとする。
- 会派を結成したときは、代表者はその名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとする。また、届け出事項に異動が生じた場合も、同様とする。
- 1人のみの無会派であっても、その旨を議長に届け出るものとする。
- 2人以上の会派は交渉団体とし、所属議員数の2人ごとに1人を選出したものをもって各派交渉会に出席するものとする。(ただし座長は、1人会派又は無会派の議員の出席を許可することができる)(H25.9.17 修正)
- 各派交渉会の座長は、副議長とする。
- 1人会派又は無会派の議員への会議の結果報告は、座長が行う。

## 第5章 全員協議会

- 全員協議会の運営は、全員協議会規程に定めるほか会議規則の例による。
- 議員の席は、会派の意見を聞いて議長が会派ごとに割り当てる。
- 全員協議会は、必要と認めるときのほか、定例会の概ね2週間前及び定例会初日と最終日に定例的に開催する。ただし、議題がないときはこの限りでない。
- 全員協議会の議題は、議長が定める。
- 全員協議会は、原則公開とする。
- 全員協議会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として浜田市議会会議規則に正規の議会活動として位置付け、出欠の届出を要する会議とする。
- 全員協議会の執行部出席者は、原則として部長以上の職にあるものとする。
- 議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う。
- 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。